

広島県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定によつて、次のとおり告示する。

平成二十八年六月十三日

同	同	同	広島県監査委員	中原好治
赤木稔明	高橋義則	児玉浩		

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
井上芳紀	広島市西区己斐西町二六一五―一三―五〇五

二 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査を補助できる期間

平成二十八年五月三十一日から平成二十九年三月三十一日まで